

相模原市立公文書館条例について
相模原市立公文書館条例を次のように制定する。

平成26年5月30日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市立公文書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、相模原市立公文書館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 歴史資料として重要な公文書等(相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)第2条第3項に規定する歴史的公文書その他の記録をいう。以下同じ。)を適切に保存し、及び市民等の利用に供するため、公文書館法(昭和62年法律第115号)第5条第1項の規定に基づき、相模原市立公文書館(以下「公文書館」という。)を相模原市緑区久保沢1丁目3番1号に設置する。

(休館日)

第3条 公文書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- (2) 前号の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。

3 市長は、第1項第3号の規定により休館日を定め、又は前項の規定により休館日を開館日とするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(利用できる時間)

第4条 公文書館を利用できる時間は、午前8時45分から午後5時までとする。

ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により公文書館を利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(入館の制限等)

第5条 市長は、公文書館を利用しようとする者又は利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、公文書館への入館を拒み、又は退館させることができる。

(1) 公文書館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公文書館の施設、備品及び歴史資料として重要な公文書等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公文書館の管理上支障があると認められるとき。

(販売行為等の禁止)

第6条 何人も、公文書館において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第7条 公文書館の施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

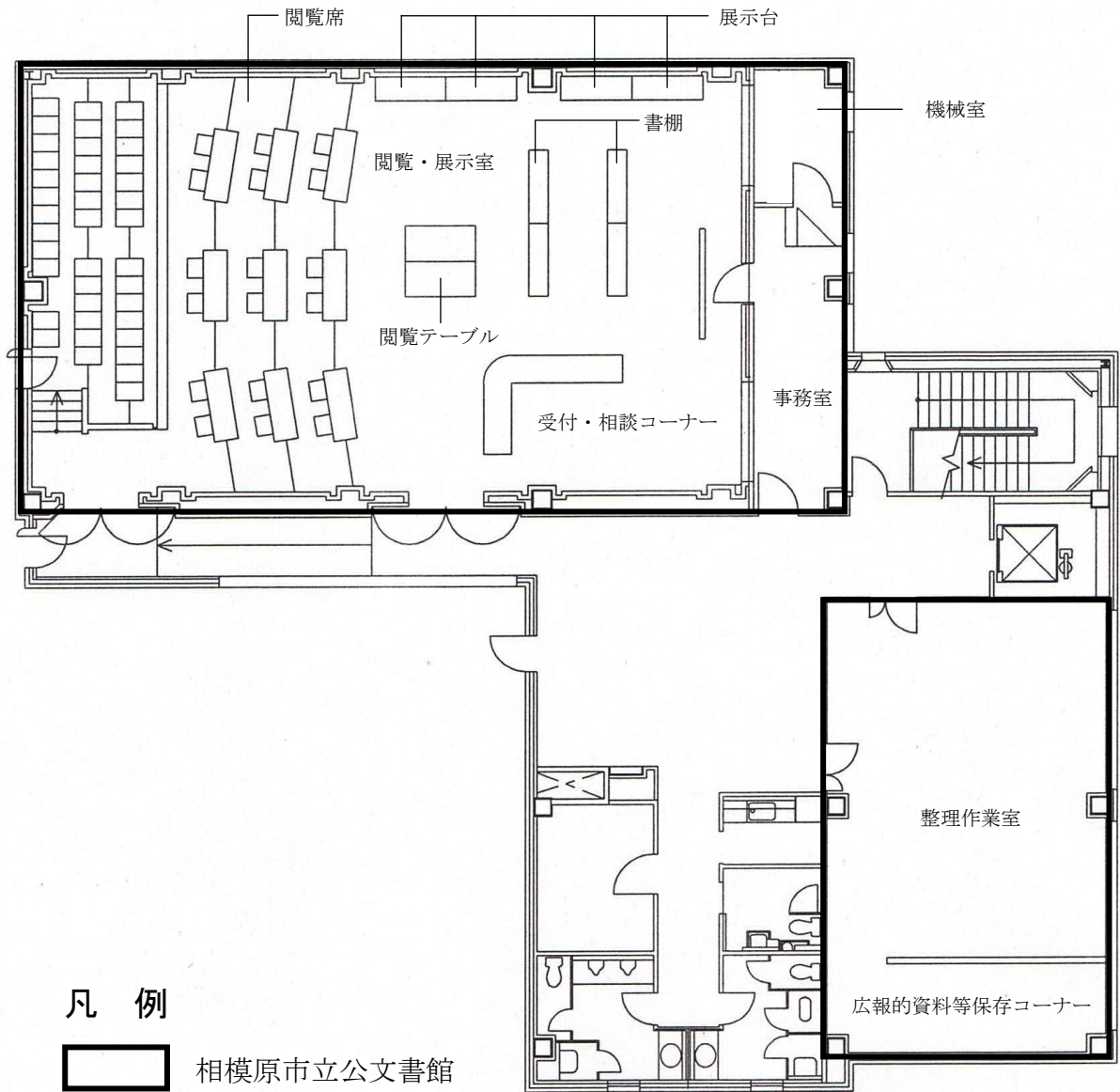
提案の理由

相模原市立公文書館を設置するため、所要の定めをいたしたく提案するものである。

案内図



平面図



施設の概要

位 置	相模原市緑区久保沢1丁目3番1号 (城山総合事務所第2別館3階)
施設床面積	325.30㎡

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 5 月 3 0 日 提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 8 号を第 3 9 号とし、同条第 3 7 号中「並びに教職員健康審査会の委員」を「、教職員健康審査会の委員並びに環境影響評価審査会の委員及び臨時委員」に改め、同号を同条第 3 8 号とし、同条第 3 6 号の次に次の 1 号を加える。

(3 7) 環境影響評価審査会の委員及び臨時委員

第 3 条第 1 項中「、第 3 6 号及び第 3 7 号」を「及び第 3 6 号から第 3 8 号まで」に改め、同条第 2 項中「同条第 3 8 号」を「同条第 3 9 号」に改める。

第 5 条第 2 項中「第 3 8 号」を「第 3 9 号」に改める。

別表第 1 教職員健康審査会の委員の項の次に次のように加える。

環境影響評価審査会の委員及び臨時委員	日額	1 5 , 0 0 0 円
--------------------	----	---------------

「
附属機関の委員、臨時委員及び専門委員(土地区画整理事業の評価員を含み、情報公開・個人情報保護・公文書管

「
附属機関の委員、臨時委員及び専門委員(土地区画整理事業の評価員を含み、情報公開・個人情報保護・公文書管

別表第1中

理審査会の委員、土地利用審査会の委員、開発審査会の委員、建築審査会の委員、社会福祉審議会の委員及び臨時委員、介護認定審査会の委員、障害支援区分判定等審査会の委員、感染症診査協議会の委員、精神医療審査会の委員、高齢者入所判定委員会の委員、予防接種問題協議会の委員、小中学校結核対策委員会の委員、就学指導委員会の委員並びに教職員健康審査会の委員を除く。)

を

理審査会の委員、土地利用審査会の委員、開発審査会の委員、建築審査会の委員、社会福祉審議会の委員及び臨時委員、介護認定審査会の委員、障害支援区分判定等審査会の委員、感染症診査協議会の委員、精神医療審査会の委員、高齢者入所判定委員会の委員、予防接種問題協議会の委員、小中学校結核対策委員会の委員、就学指導委員会の委員、教職員健康審査会の委員並びに環境影響評価審査会の委員及び臨時委員を除く。)

に改める。

第2条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第39号を第40号とし、第21号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 公文書館長

第3条第1項中「第21号まで、第23号から第27号まで、第30号、第31号、第33号、第34号及び第36号から第38号」を「第22号まで、第24号から第28号まで、第31号、第32号、第34号、第35号及び第37号から第39号」に改め、同条第2項中「前条第22号」を「前条第23号」に、「同条第28号」を「同条第29号」に、「同条第29号」を「同条第30号」に、「同条第32号」を「同条第33号」に、「同条第35号」を「同条第36号」に、「同条第39号」を「同条第40号」に改める。

第5条第2項中「第39号」を「第40号」に改め、同条第11項中「第2条第22号」を「第2条第23号」に改める。

別表第1 こどもセンター館長の項の次に次のように加える。

公文書館長	月額	303,000円
-------	----	----------

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年10月1日から施行する。

提案の理由

環境影響評価審査会の委員及び臨時委員並びに公文書館長の報酬額を設定いたしたく提案するものである。

相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例について
相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 5 月 3 0 日 提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。)第 2 6 条の 6 第 1 項、第 2 項、第 6 項から第 8 項まで及び第 1 1 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(同条第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)について必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員(法第 2 6 条の 5 第 1 項に規定する職員をいう。第 8 条第 2 項から第 4 項までを除き、以下同じ。)が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第 2 6 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年を超えない範囲内で任命権者が必要と認める期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第 2 6 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 7 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)による大学に相当する外国の大学(こ

れに準ずる教育施設を含む。)であつて外国に所在するものにおける修学(前2号に該当するものを除く。)

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和36年相模原市条例第3号)第12条第1項に規定する特別休暇のうち規則で定めるものを承認されることとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業を承認することとなったこと。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第8条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間(以下「任期」という。)の限度として行う任期を定

めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 4 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則で定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(配偶者同行休業をした職員の退職手当の取扱い)

第10条 相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和38年相模原市条例第7号。

以下「退職手当条例」という。)第5条の7第1項及び第6条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第5条の7第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第6条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(相模原市職員定数条例の一部改正)

- 2 相模原市職員定数条例(昭和24年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年相模原市条例第 号)第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

第3条第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

- 3 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「又は相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「、相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、「第4条」の次に「又は相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年相模原市条例第 号)第8条第1項第1号」を加える。

(相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年相模原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年相模原市条例第 号)第8条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第12条に次の1号を加える。

(3) 相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 5 相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年相模原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業の状況

提案の理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴い、外国で勤務等を
する配偶者と生活を共にすることを希望する職員の継続的な勤務を促進するための
配偶者同行休業制度について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市市税条例の一部を改正する条例について
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年5月30日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市市税条例の一部を改正する条例

相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第1条の9第2号に規定する」の次に「条例で定める」を加える。

第12条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第13条第1項第1号中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改め、同項第2号中「14.7分の1.2」を「12.1分の1.2」に改め、同条第2項中「に規定するもののうち、」を「の規定(」に、「(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定」を「又は第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。)」に改める。

第30条第2号中「製造」を「製造し、」に改める。

第31条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア(ア)中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号ア(イ)中「3,100円」を「3,900円」に改め、同号ア(ウ)中「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ(ア)中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ(イ)中「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第35条第5項中「き損し」を「毀損し」に、「のき損」を「の毀損」に改める。

第37条の2第3号中「以下」の次に「(消費税及び地方消費税に相当する額を

除く。)」を加える。

附則第4条の2中第2項を第5項とし、第1項を第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第4条の2に次の2項を加える。

6 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第6条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第31条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条並びに第13条第1項第1号及び第2号の改正規定並びに次項の規定 平成26年10月1日

(2) 第31条の改正規定並びに附則第9項及び第12項(改正後の相模原市市税条例(以下「新条例」という。)附則第6条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(3) 第13条第2項及び附則第6条の改正規定並びに附則第3項、第10項、第

1 1 項及び第 1 2 項(新条例附則第 6 条に係る部分に限る。)の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日

(法人の市民税に関する経過措置)

- 2 新条例第 1 2 条並びに第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 1 3 条第 2 項の規定は、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 4 新条例附則第 4 条の 2 第 1 項の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日以後に取得された地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。)附則第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第 4 条の 2 第 2 項の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日以後に取得された法附則第 1 5 条第 2 項第 2 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第 4 条の 2 第 3 項の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日以後に取得された法附則第 1 5 条第 2 項第 3 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第 4 条の 2 第 6 項の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日以後に取得された法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する設備に対して課すべき平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第 4 条の 2 第 7 項の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日以後に取得された法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する機器に対して課すべき平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

9 新条例第31条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

10 新条例附則第6条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

11 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第6条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

12 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第31条及び附則第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第31条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
新条例第31条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第6条の表以外の部分	第31条	相模原市市税条例の一部を改正する条例(平成26年相模原市条例第号。以下この条において「改正条例」という。)附則第12項の規定により読み替えて適用される第31条
新条例附則第6条の表第31条第2号ア(イ)の項	第31条第2号ア(イ)	改正条例附則第12項の規定により読み替えて適用される第31条第2号ア(イ)

	3,900円	3,100円
新条例附則第6条の表第 31条第2号ア(ウ)の項	第31条第2号ア(ウ)	改正条例附則第12項 の規定により読み替 えて適用される第31 条第2号ア(ウ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、法人の市民税の法人税割及び軽自動車税の税率に係る規定の改正、固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定める規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 5 3 号関係資料

相模原市市税条例の改正の概要

1 法人の市民税の法人税割の税率に係る規定の改正(第 1 2 条及び第 1 3 条関係)

法人の市民税の法人税割について、標準税率が 1 0 0 分の 1 2 . 3 から 1 0 0 分の 9 . 7 に、制限税率が 1 0 0 分の 1 4 . 7 から 1 0 0 分の 1 2 . 1 にそれぞれ引き下げられたことに伴い、税率を次のとおりとするもの

区 分	現 行	改正後
資本金等の額が 1 0 億円以上の法人	1 0 0 分の 1 4 . 7	1 0 0 分の 1 2 . 1
資本金等の額が 5 億円以上 1 0 億円未満の法人	1 0 0 分の 1 3 . 5	1 0 0 分の 1 0 . 9
資本金等の額が 5 億円未満である法人等	1 0 0 分の 1 2 . 3	1 0 0 分の 9 . 7

なお、この規定は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行するものとし、改正後の税率は、同日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、現行の税率によることとする。

2 軽自動車税の税率に係る規定の改正(第 3 1 条及び附則第 6 条関係)

(1) 軽自動車税の税率の引上げ

軽自動車税について、標準税率が引き上げられたことに伴い、税率を次のとおりとするもの

区 分		現 行	改正後
原動機付自転車	総排気量が 0 . 0 5 リットル以下のもの等	1 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円
	二輪のもので、総排気量が 0 . 0 5 リットルを超え、0 . 0 9 リットル以下のもの等	1 , 2 0 0 円	2 , 0 0 0 円

	二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの等	1,600円	2,400円
	三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの等	2,500円	3,700円
軽自動車	二輪のもの	2,400円	3,600円
	三輪のもの	3,100円	3,900円
	四輪以上のもの	—	—
	乗用のもの	—	—
	営業用	5,500円	6,900円
	自家用	7,200円	10,800円
	貨物用のもの	—	—
	営業用	3,000円	3,800円
自家用	4,000円	5,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,000円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車		4,000円	6,000円

なお、この規定は、平成27年4月1日から施行するものとし、改正後の税率は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、現行の税率によることとする。ただし、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、平成27年度以後の年度分も現行の税率によることとする。

(2) 軽自動車税の税率の特例の追加

三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税について、当該軽自動車が初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の税率を次のとおりとするもの

区 分	特例税率
三輪のもの	4,600円

四輪以上のもの	—
乗用のもの	—
営業用	8,200円
自家用	12,900円
貨物用のもの	—
営業用	4,500円
自家用	6,000円

なお、この規定は、平成28年4月1日から施行するものとし、特例税率は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとする。

3 固定資産税(償却資産)の課税標準の特例に係る割合を定める規定の追加(附則第4条の2関係)

(1) 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置

公共の危害防止のために設置された施設又は設備のうち、事業の用に供するものであって、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該施設又は設備に係る課税標準となるべき価格に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する範囲内において条例で定める割合を乗じて得た額とされたが、参酌すべき割合以外とする特段の理由はないことから、条例で定める割合を次のとおりとするもの

対象施設又は設備	地方税法に規定する範囲	条例で定める割合
ア 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設	3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下	3分の1
イ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設	2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下	2分の1

ウ 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設	2分の1を参酌して 3分の1以上3分の2以下	2分の1
---	---------------------------	------

なお、この規定は、公布の日から施行するものとし、特例措置は、平成26年4月1日以後に取得された施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用することとする。

(2) 浸水防止用設備に係る特例措置

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が水防法(昭和24年法律第193号)の規定により作成した浸水防止計画に基づき取得した地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備のうち、事業の用に供するものであって、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得したものに対して課する固定資産税の課税標準は、5年度分に限り当該設備に係る課税標準となるべき価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において条例で定める割合を乗じて得た額とされたが、参酌すべき割合以外とする特段の理由はないことから、条例で定める割合を3分の2とするもの。

なお、この規定は、公布の日から施行するものとし、特例措置は、平成26年4月1日以後に取得された設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用することとする。

(3) ノンフロン機器に係る特例措置

自然冷媒を利用した、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)に規定する業務用の冷蔵・冷凍機器のうち、事業の用に供するものであって、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、3年度分に限り当該機器に係る課税標準となるべき価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において条例で定める割合を乗じて得た額とされたが、参酌すべき割合以外とする特段の理由はないことから、条例で定める割合を4分の3とするもの。

なお、この規定は、公布の日から施行するものとし、特例措置は、平成26年4月1日以後に取得された機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用することとする。

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について
個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 5 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例
個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人 ふじの里山くらぶ	相模原市緑区小渕 1 6 8 9 番 地 1	平成 2 6 年 1 月 1 日から 平成 3 1 年 6 月 3 0 日まで
-----------------------	---------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人及び当該特定非営利活動法人が寄附金を受け入れる期間に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

議案第 5 4 号関係資料(その 1)

特定非営利活動法人ふじの里山くらの概要

代 表 者	永井 基朗
主たる事務所の所在地	相模原市緑区小淵 1 6 8 9 番地 1
設 立 年 月 日	平成 2 2 年 1 2 月 1 日
役 員 数 等	役員 1 0 名、正会員(個人) 2 8 名
目 的	広く一般市民に、昔ながらの里山の風景と文化を残している藤野地域に来ていただき、地域の人々と共に体験を行う事業を通して人と人との新しい交流を築くとともに、藤野地域の多様な資源などの有効活用を行い、「豊かな自然・芸術環境・産業振興」の調和を図ることで、地域の活性化に寄与すること。
特定非営利活動の種類	<ol style="list-style-type: none"> 1 まちづくりの推進を図る活動 2 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 3 環境の保全を図る活動 4 子どもの健全育成を図る活動 5 経済活動の活性化を図る活動 6 1 から 5 までの活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事 業 概 要	<p>特定非営利活動に係る事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 里山の普及啓発事業 2 各種体験教室やイベントの開催及び支援 3 各種グループ、団体とのネットワークづくり 4 人材の育成、普及及び活用に係る事業 5 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

議案第54号関係資料(その2)

特定非営利活動法人の指定の申出等に係る経過について

1 指定の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の申出について、平成26年1月6日から同年2月10日まで受付を行った(申出数 1法人)。

2 指定の申出に係る書類の縦覧

申出のあった特定非営利活動法人の指定の申出に係る書類について、平成26年2月10日から同年3月10日まで縦覧に供した。

3 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定について、平成26年4月14日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同日に開催された会議において審査が行われた。

(1) 審査会の委員の構成

会長(大学准教授)及び委員(税理士1名、中小企業診断士1名、金融機関代表者1名、弁護士1名) 計5名

(2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成24年相模原市条例第31号)第4条第1項に規定する基準に適合していると認められることから、指定をすることが相当であると判断され、平成26年4月15日にその旨の答申がされた。

※ 指定

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。